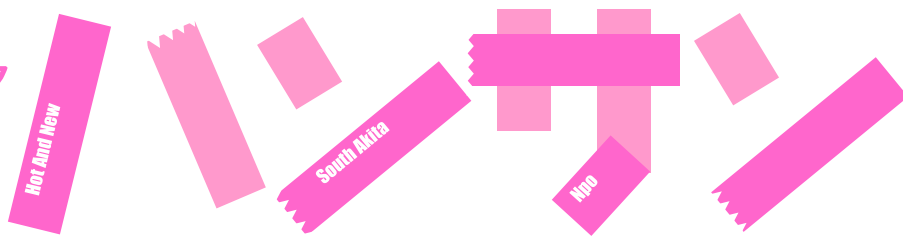


県南のNPOを情報でつなぐ、ささえる。

秋田県ボランティア NPO 活動ニュース

「県南版」



P2～P3…ボランティア・市民活動団体を応援します！

サポートセンターに行ってみよう！

P4 ……秋田県南 NPO センターより **New!**

貸借対照表の公告はお済みですか？

今月の表紙「共助活動の意見交換会」

4月27日、湯沢市皆瀬地区の共助組織「羽場・市野・皿小屋地域生活サポートシステム」が設立して5年となることから、今後の活動を更に充実させていくことを目的に、利用者との意見交換会を開催しました。意見交換には湯沢市と湯沢市社会福祉協議会、秋田県南NPOセンターがアドバイザーとして参加しました。地域は、支援する側を含め、設立当初よりも高齢化が進んでおり、雪おろし支援などにおいては、支える側と支えられる側の両者の負担を少なくしていく工夫が必要であることなどが話し合われました。(八嶋英樹)

5

May 2019
Vol.141



サポートセンターに行ってみよう！

南部市民活動サポートセンター（通称サポセン）は、県南地区のボランティア・市民活動団体を応援するところです。横手市の南部男女共同参画センターに併設されています。

「なにか始めたいけれど、なにから始めてよいかわからない」「団体を立ち上げたい」「活動を始めたら悩みが生まれた」「こんな団体を探している」など市民活動に関する相談があれば、お気軽に足をお運びください。専門の相談員がお話をお伺いします。

私たちがスタッフです

昨年度の相談件数は665件。団体運営や活動に関する相談、団体・個人・講師などの照会に関する相談が7割でした。



(写真右から)
高橋茂／市民活動団体と企業、行政等をつなぐ協働推進事業の管理担当。東京にいる娘が使わないからと持ってきたスピーカーの置物『ミニオン』がめんこくて、まいったあゝ。
小山留理子／情報発信担当。男女共同参画センターの運営担当を兼務。94歳の祖母がまた元気に歩けるようになり、嬉しいです。
今拓也／市民活動団体と企業、行政等をつなぐ協働推進事業の推進担当。息子二人を同時に“だっこ”できる体力がつかまりました。
高城憲子／センター長。市民活動に関する相談担当。知人から貰った卵の黄身が2つ入っていました（なんと確率1%）。有難く美味しかったです。
八嶋英樹／住民による支えあいの地域づくりを支援する共助・共生社会づくり担当。東京で大好きなローリングストーンズ展を観ることができました。
奥ちひろ／情報発信担当。娘（3歳）と一緒にうたえる歌が増えました。



南部市民活動サポートセンターのご案内

所在地：横手市神明町 1-9（南部男女共同参画センター併設） 電話番号：0182-33-7002

休館日：木曜日、年末年始（12/29～1/3）

開館時間：平日 9:00～21:00（相談は 18:00 まで）

土、日、祝日 9:00～17:00

- ・市民活動に関する相談を承ります
- ・情報発信のお手伝いをします
- ・サポセンに集まってくるイベント助成金情報をご覧できます
- ・サポセンで開催しているイベントに参加して知識や仲間を広げることができます



※フリースペースや研修室を活動場所として利用できます

※コピー機・印刷機・パソコン
インターネットを利用できます



ボランティア・市民活動団体を応援します！

*お名前は写真左上から（敬称略）

秋田県 地域づくり推進課 地域協働推進班

住所 秋田市山王四丁目 1-1
 TEL 018-860-1245
 担当 鈴木健 本間忠 橋本秀樹
 信田真弓 須磨武 茂内菜穂子



秋田県 県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班

住所 秋田市山王四丁目 1-1
 TEL 018-860-1522
 担当 伊藤彩香 柴田浩憲 鈴木要



横手市

地域づくり支援課 地域調整係

住所 横手市中央町 8-2
 TEL 0182-35-2266
 担当 佐藤克彦



地域づくり支援課 男女共生係

住所 横手市駅前町 1-21
 （横手市交流センターY2 ぷらざ内）
 TEL 0182-35-2158
 担当 信太正樹



湯沢市 暮らしの相談課

住所 湯沢市佐竹町 1-1
 TEL 0183-73-2115
 担当 堀田勇輝 佐藤洋一 田口みよ子



羽後町 企画商工課

住所 羽後町西馬音内字中野 177
 TEL 0183-62-2111
 担当 佐藤正和



東成瀬村 企画課

住所 東成瀬村田子内字仙人下 30-1
 TEL 0182-47-3402
 担当 福田凌央



◆◆◆秋田県からのごあいさつ◆◆◆
 新年度を迎え、皆様の県民協働推進に対するご支援、ご協力につきまして、心からお礼を申し上げます。
 人口減少や高齢化が進行する中で、協働の担い手の核であるNPO等の役割は重要性を増しています。
 引き続き、市民活動サポートセンターと連携し、地域協働の推進に尽力して参りますのでNPOやボランティアに関わる皆様も持続可能な「地域社会づくり」に大いに力を発揮していただきますようお願い申し上げます。

仙北地域振興局 地域企画課

住所 大仙市大曲上栄町 13-63
 TEL 0187-63-5114
 担当 佐藤光成



平鹿地域振興局 地域企画課

住所 横手市旭川一丁目 3-41
 TEL 0182-32-0594
 担当 藤原司



雄勝地域振興局 地域企画課

住所 湯沢市千石町二丁目 1-10
 TEL 0183-73-8191
 担当 藤原尚也



大仙市 男女共同参画推進室

住所 大仙市大曲通町 8-36
 TEL 0187-88-8039
 担当 伊藤圭吾 寺村美樹
 高橋慎 伊藤ひろみ



美郷町 企画財政課 企画財政班

住所 美郷町土崎上野乙 170-10
 TEL 0187-84-4901
 担当 佐々木寿人 高橋穰 小林駿祐



仙北市 企画政策課 住所 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 TEL 0187-43-1112

県内のサポセンのご紹介

北部市民活動サポートセンター
 大館市字馬喰町 48-1
 TEL 0186-49-8553（木曜休館）
 運営：秋田県北 NPO 支援センター

あきた中央市民活動サポートセンター
 秋田市上北手荒巻字堺切 24-2
 TEL 018-829-5801
 運営：NPO 法人あきたパートナーシップ

美郷町住民活動センター
 美郷町畑屋字街道東 144
 TEL 0187-84-4922（月曜休館）
 運営：NPO 法人みさぼーと



NPO 法人のみなさん! 貸借対照表の公告はお済みですか？

■ 貸借対照表ってなんですか？

貸借対照表とは、組織の全ての財産を一度に見ることが出来る表のことで、決算時には必ず作成すべき書類のひとつです。勘定科目ごとに合計金額が一覧となっているため、一目で資産や負債、資本に該当する項目がどのくらいあるか分かります。

昨年 10 月、NPO 法の改正によって NPO 法人は毎年度の貸借対照表を作成し、総会承認後、速やかに公開（公告）することが義務化されました*1。公告を行わない場合、20 万円以下の罰金が科せられる可能性がありますのでお気をつけください。

*1 NPO 法人が毎年行っていた法務局での手続きであった資産総額変更登記を不要とするもので、事務負担が軽減される。

■ どうやって公告したらいいですか？

公告方法としては、NPO 法第 28 条の 2 第 1 項各号に規定されている表 1 のいずれかの方法を定款に定め、行うことと決められています。みなさんの法人の定款でも公示方法を定めていますので、今一度定款をご確認いただき、改正 NPO 法に定められた表 1 の公示方法に該当しているかを確認してください。

ただし、定款が「この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」と規定している場合、毎年貸借対照表を国が発行する官報に掲載することとなり、掲載費用がかかってしまいます。公告方法を変更する場合は、定款の変更も必要になりますのでご注意ください（表 2 参照）。

● 改正 NPO 法で定められた公告の方法（表 1）

公告の方法		掲載回数・期間
1	官報に掲載する	1 回／年度
2	日刊新聞紙に掲載する	1 回／年度
3	ウェブサイトに掲載する ※団体のホームページ、 内閣府 NPO 法人ポータルサイト等	5 年間
4	主たる事務所の公衆の見やすい場所（掲示板）に掲示する	1 年間

● 定款の変更が必要な団体の手順（表 2）

時期	必要な手続き ※公告方法を変更する場合
総会前	公告方法の確認 ①定款に記載の公告方法が、NPO 法で定められたものと合致しているか。法人としての開示方法に合っているかを確認 ②合致していない場合は、公告方法を検討（定款変更）
総会にて	社員総会を開催し、定款の変更を議決 ①議案に「定款変更(公告の方法)」を入れ、承認を得る ②議事録の作成
総会終了後 すぐ	次の書類を所轄庁に提出 ①定款変更届出書（様式第 6 号） ②定款変更を決議した総会議事録の写し（1 部） ③変更後の定款（2 部）
	貸借対照表を公告

秋田県ボランティア・NPO 活動ニュース県南版

ハンサン

2019 年 5 月 10 日発行
5 月号 VOL.141

発行：秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

〒010-8570 秋田市山王四丁目 1-1 TEL.018-860-1245

編集：特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター（南部市民活動サポートセンター）

〒013-0046 横手市神明町 1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月・火・水・金 9：00～18：00
土・日 9：00～17：00

【休館日】木曜日・年末年始（12/29～1/3）

〒013-0046 横手市神明 1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

E-mail:ssc7002@luck.ocn.ne.jp

http://www.akita-kenmin.jp/



編集スタッフの VOL.01
つぶやき

コーディネーター
小山 留理子

桜もGWも平成もおわり、令和の時代がはじまりました。みなさん、新たな気持ちでお過ごしのことと思います。

はじめまして、ハンサンの編集を担当させていただくことになりました小山と申します。情報誌の編集の仕事は初めてですが、いろいろな地域や団体活動、年代の方々の取材をさせていただくことをとても楽しみにしています。みなさんが興味をもって「読みたいな」と思っていただけるような情報をお届けできるようにがんばります。どうぞ、よろしく願い致します。